

4月から通勤・通学等で定期的に自転車・原付(50cc以下)を利用する方へ

自転車等整理区画・自転車等駐輪場

登録利用者を募集

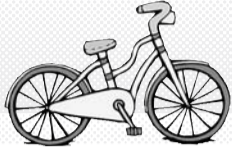


表1 自転車等整理区画

名称	利用申し込み先	利用形態
新宿駅	新宿駅西口自転車等駐輪場 (西新宿2-1) ☎(3340) 0448	自転車・原付利用可(原付は一部の区画を除く)
都庁前駅		
落合南長崎駅		
西新宿五丁目駅		
西武新宿駅		
新宿西口駅	高田馬場駅第一自転車等駐輪場(高田馬場4-10) ☎(3361) 6725	自転車・原付利用可(原付は一部の区画を除く)
高田馬場駅		
早稲田駅		
中井駅		
下落合駅		
新宿三丁目駅	新宿駅東南口自転車等駐輪場(新宿3-37) ☎(3355) 1397	自転車・原付利用可(原付は一部の区画を除く)
信濃町駅		
新宿御苑前駅		
四ツ谷駅		
飯田橋駅	神楽坂駅自転車等駐輪場(矢来町104) ☎(3267) 0890	自転車のみ
若松河田駅		
牛込神楽坂駅		
曙橋駅	曙橋駅自転車等駐輪場(片町5) ☎(3226) 4866	自転車・原付利用可(原付は一部の区画を除く)
市ヶ谷駅		
大久保駅	新大久保駅自転車等駐輪場(百人町2-3) ☎(5285) 4607	自転車・原付利用可(原付は一部の区画を除く)

表2 自転車等整理区画(表1)の利用料金

区分	年額
自転車	5,000円
原動機付自転車	8,000円

表4 路上自転車等駐輪場(表3)の利用料金

区分	一般	学生
3か月	1,700円	1,400円
時間利用	2時間以内は無料 その後24時間100円	
原動機付自転車 自動二輪車	2時間以内は無料 その後1時間に付き100円	

表5 自転車等駐輪場

名称	所在地	電話番号	利用時間	利用形態等
新宿駅東南口	新宿3-37	(3355) 1397	午前7時～午後11時	定期・1日利用、原付も利用可
新宿駅西口	西新宿2-1	(3340) 0448	24時間	1日利用、自転車のみ
新宿西口駅	西新宿7-1			時間利用(コイン投入式) 自転車のみ
高田馬場駅第一	高田馬場4-10			定期・1日利用、原付も利用可
高田馬場駅第二	高田馬場2-19	(3368) 4032	午前7時～午後7時	定期・1日利用、自転車のみ
高田馬場駅第三	高田馬場1-35	—	—	定期・時間利用(コイン投入式)、自転車のみ 利用申し込みは高田馬場駅第一自転車等駐輪場☎(3361) 6725へ。
新大久保駅	百人町2-3	(5285) 4607	—	定期・1日利用、原付も利用可
曙橋駅	片町5	(3226) 4866	—	1日利用、原付も利用可
牛込柳町駅	原町1-10 原町2-6	—	—	定期・時間利用(コイン投入式)、定期利用は原付も利用可 利用申し込みは神楽坂駅自転車等駐輪場☎(3267) 0890へ。
神楽坂駅	矢来町104	(3267) 0890	—	定期・1日利用、自転車のみ
四ツ谷駅	四谷1-5	—	—	時間利用(コイン投入式) 自転車のみ

表3 路上自転車等駐輪場

名称	所在地	利用形態等
東新宿駅	新宿6-29、新宿7-27	自転車利用のみ。利用申し込み期間以外は新大久保駅自転車等駐輪場(百人町2-3) ☎(5285) 4607へ。
四ツ谷駅	四谷1-4先、5先	自転車利用のみ。利用申し込み期間以外は新宿駅東南口自転車等駐輪場(新宿3-37) ☎(3355) 1397へ。
新宿駅	22年4月開設予定	自転車利用のみ。利用申し込み期間以外は新宿駅西口自転車等駐輪場(西新宿2-1) ☎(3340) 0448へ。
新宿駅新南口	新宿4-1	原動機付自転車・自動二輪車利用のみ。コイン投入式
区役所脇	歌舞伎町1-4	自転車・原動機付自転車利用のみ。コイン投入式
早大通り	早稲田鶴巻町517、518、538	自転車利用のみ。コイン投入式
四ツ谷駅	四谷1-4先、5先	自転車利用のみ。コイン投入式

※時間利用(コイン投入式)は申し込みは必要ありません。

表6 自転車等駐輪場(表5)の利用料金

区分	一般	学生	
			1か月
3か月	5,000円	4,000円	
原動機付自転車	1か月	3,000円	2,400円
3か月	8,400円	6,600円	
1日利用	自転車	100円	
原動機付自転車	200円		
時間利用	自転車	2時間以内は無料 その後24時間100円	

区では、道路上の一部に歩行者の障害にならない区画を限定して、臨時的に自転車・原動機付自転車を駐輪できる自転車等整理区画や、路上・区内各駅周辺などに自転車等駐輪場を設けています。

4月からの利用を希望する方を募集します。現在利用している方も、3月31日(水)で利用承認期間が終了します。自動更新にはなりませんので、新たに申し込みが必要です。

【問合せ】交通対策課自転車対策係 ☎160・8484
4 歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階 ☎(5273) 3896

自転車等整理区画の利用

◆利用承認期間 4月1日(水)～23年3月31日(水)(年間利用のみ)

◆車種 「自転車」「原動機付自転車(排気量50cc以下、一部の区画を除く)」

◆利用時間・利用形態・利用料金 表1・2のとおり。

◆利用承認期間 定期利用(1か月・3か月・1年分として3か月分を4回同時に利用登録できます)

◆車種 「自転車」

◆利用時間・利用形態・利用料金 表3・4のとおり。

※時間利用は申し込み不要
……………(以下共通)……………

◆利用申込み 4月から利用を希望する方は、所定の申込書に必要事項を記入し、自転車等駐輪場表1の利用申し込み先・交通対策課自転車対策係(本庁舎7階)・特別出張所へお持ちください。申込書は各申し込み場所配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、生活保護を受けている方等は、利用料金を免除します。利用申し込み時に手帳のコピーか保護証明書等を提出してください。

◆利用登録申請 当選した方は、郵送する「利用手続きのお知らせ」と利用料金を、指定の自転車等駐輪場にお持ちになり、手続きしてください。

路上自転車等駐輪場の利用

原動機付自転車の利用を申請する方は、自転車等整理区画の申請時・登録時に税務課で発行する標識交付証明書のコピーを提出してください。

【受付日時】▼自転車等駐輪場：2月1日(月)～27日(日) (日曜日、祝日を除く) 午前7時～午後7時(新宿駅東南口自転車等駐輪場は午後11時まで、日曜日、祝日も受け付け)・▼交通対策課自転車対策係・特別出張所：2月1日(月)～26日(金)(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

交通対策課自転車対策係への郵送申請・電子申請(新宿区ホームページからリンク)も2月1日～28日(必着)に受け付けます。

応募者多数の場合は、優先順位により公開抽選で決定します。結果は郵送でお知らせします。

駅周辺の自転車等駐輪場の利用

利用を希望する方は、3月20日(土)以降に、直接、利用を希望する自転車等駐輪場で手続きをしてください。先着順。1日利用・時間利用は申し込みは必要ありません。

◆利用承認期間 定期利用(1か月・3か月)

◆車種 「自転車」「原動機付自転車(排気量50cc以下、一部の駐輪場を除く)」

◆利用時間・利用形態・費用 表5・6のとおり。

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、生活保護を受けている方等は、利用料金を免除します。利用申し込み時に手帳のコピーか

保護証明書等を提出してください。

原動機付自転車の利用を申請する方は、自転車等駐輪場の申請時・登録時に税務課で発行する標識交付証明書のコピーを提出してください。